

平成25年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
農業経営課	集落営農等実態調査業務委託	集落の営農の状況等に関する聞き取り調査	平成25年8月19日	ランドブレイン株式会社 大阪事務所	24,738,000	本業務は、調査対象集落の実情や課題等を効率的かつ的確に把握・分析していく必要があることから、調査業務に精通した事業者が持つ経験やノウハウに基づく企画やアイデアを公募することで、より実態に即した調査結果が得られ、事業効果を高めることが期待できるため、公募型プロポーザル方式により事業者を決定した。	2号	4
水産課	平成25年度漁業後継者育成パイロット事業委託	漁業における後継者不足の問題解決に資するため、漁業に携わった経験の無い者を新たに雇用し、水産業にかかる幅広い知識を習得させ、後継者教育にかかる知見を収集	平成25年4月1日	滋賀県淡水養殖漁業協同組合	9,500,000	本事業は、漁業における後継者不足の問題解決に資するため、漁業に携わった経験の無い者を新たに雇用し、漁労、魚類養殖、水産加工、水産物販売に至る水産業にかかる幅広い知識を習得させ、教育にかかる知見の収集を目的とするものである。 すなわち、琵琶湖の漁業、魚類養殖、水産加工、販売など、水産業における広い知識と教育に適した現場環境を保有しつつ、未経験者の新たな雇用と就業中の安全管理に秀でた者でなければ実施できない。 滋賀県淡水養殖漁業協同組合は、琵琶湖の養殖業者が組織する取りまとめ団体であり、公共的な役割を持つ組織	2号	3イ
愛知川流域田園整備事務所	上平木地区 確定測量業務	確定測量業務	平成25年8月21日	上平木町土地改良区	9,838,500	換地業務と整合性を図りながら同時期に実施されており、地区の状況に精通して経緯を十分把握した者が行うのが適当であるため。	2号	3イ